

《年度別保育所(園)・こども園(2号、3号)・小規模保育施設における入所待機児童数》

年度	令和6年4月1日	令和7年4月1日	令和8年4月1日	令和9年4月1日	令和10年4月1日	令和11年4月1日
定員数	3,749	3,693	3,682			
入所児童数	3,196	3,135	3,069			
待機児童数	0	0	0			

《待機児童》

保育の必要性があるため、保育所などへの入所申込みをしているが、入所(園)できていない児童のこと
こども家庭庁(国)が定める基準に基づいて算出する。

《国の基準のうち主なもの》

- ① 保護者が求職中の場合は、調査日時点(毎年4月1日)において求職活動を行っておらず、保育の必要性が認められない場合を除き、待機児童として計上する。
- ② 育児休業終了後に職場復職を予定していたが、預け先がなく、結果として育児休業を延長した場合は、保護者に復職の意思があることを確認して待機児童として計上する。
- ③ 他に利用可能な保育所等があるにもかかわらず特定の施設のみを希望している場合は、原則として待機児童に含まない。ただし、特別な支援が必要な児童で受入体制が整っていないなど、やむを得ない理由がある場合は待機児童として計上する。

※参考 《私的待機児童》・・・保護者が特定の保育所(園)等のみを希望しているなど、上記の国の基準に該当しない児童のこと

	令和6年4月1日	令和7年4月1日	令和8年4月1日	令和9年4月1日	令和10年4月1日	令和11年4月1日
全年齢合計	41	29	9			